

情 個 審 答 申 第 3 号
令和8年（2026年）5月8日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）1月23日付け、廃計発第449号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の施設の騒音に対する苦情についての対応経緯等の保有個人情報の訂正をしない旨の決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った保有個人情報の訂正をしない旨の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）4月22日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）に基づき、特定の施設の騒音に対する苦情についての対応経緯（以下「本件文書①」という。）について、1頁12行目から15行目の「・東側空調室外機が稼働している場合、昼間の時間帯のみ規制基準値を満たす ・東側空調室外機が稼働していない場合、全ての時間帯で規制基準を満たす結果となった。特定の施設、審査請求人へ文書で結果報告予定。」の部分への「早朝6時半頃から稼働する場合は規制基準を超える」旨の追加（以下「訂正請求内容①」という。）及び「8時より前に稼働する場合は、規制基準遵守のための指導で対処する」旨の追加（以下「訂正請求内容②」という。）、並びに同苦情に係る定例会での実施機関の議事録（以下「本件文書②」という。）について、1頁31行目の「課長は言うわけがない。」の前の部分への「職員 課長はそう言っていたと私は記憶しています。 審査請求人 食い違っているんですね？ 職員 そう言いましたよね？ 私はそう聞いたから書いたんですけど、言ってないなら取り消します。」の追加（以下「訂正請求内容③」という。）、本件文書②中の2頁14行目の「1週間か2週間おきに現況報告のメールをしてほしい。」から「特定の日の相談内容に検討中と書いてあったがこれをどうするのか？」への訂正（以下「訂正請求内容④」という。）及び本件文書②中の2頁16行目から18行目の「審査請求人 もらえればありがたいという意味で言った。 職員 進捗なしでもいいんですね。 審査請求人 はい。」から「審査請求人 私としてはありがたいというような意味で言った。 職員 動きがないなら動きがないという一報でもいいんですね？ 審査請求人 って言いましたよね？ 職員 私もそう記憶しています。」への訂正（以下「訂正請求内容⑤」という。）を求める保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、同年5月17日、本件訂正請求に係る保有個人情報については、訂正請求の対象となる「事実」に該当しないことを理由として、保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年8月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 訂正請求内容①ないし訂正請求内容⑤に共通する主張について

ア 法律にある『事実』とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の客観的に判断できる事項をいい、評価や判断等には及ばない。」の「事実」の定義は、令和5年の4月に廃止された熊本市の「個人情報保護条例の手引」での規定であり、同法の定義ではない。「熊本市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準(以下「審査基準」という。)>第8訂正決定等の審査基準>1訂正請求の対象」によれば「訂正請求の対象は、『事実』とし、評価・判断には及ばないものとする。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。」となっている。

イ 「事実」の定義が重要であることは言うまでもないものの、同法に「事実」の定義はなく、あえて言うなら「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)(以下「ガイドライン」という。)>5-2-4 正確性の確保」において「なお、本条における正確性の確保の対象は「事実」とどまり、評価・判断には及ばないが、「個人Aが〇〇と評価・判断された」、「評価者Bが〇〇と評価・判断した」という情報は事実に含まれる。」が「事実」を具体的に定義する一文となっている。

(2) 訂正請求内容①及び訂正請求内容②に共通する主張について

ア 早朝に東側室外機が稼働すれば規制基準を超えることがわかっていながら、一度もその条件での測定は行わず、あたかも問題が解決したように装った文書を市長名で発出しているため。

イ 意味不明な書き換えが行われていた。どのような目的と根拠があって書き換えたのかは不知であるが、審査請求人は訂正請求の目的と根拠を明記している。公文書における「訂正」とは、「いつ、何が訂正されたのか」、「なぜ間違っていたのか」などが記録されるものであることから、仮に本件訂正請求による訂正を認めたとしても、文書としての意味を失うことはない。

(3) 訂正請求内容①に対する主張について

ア 本件文書①は公文書であり、訂正請求の対象である。

イ 「特定の施設による室外機騒音の苦情に対する対応経緯」にしか書かれていないこともあるため(業務記録(相談内容)には記録なし)、「簡潔にまとめる目的」の「簡潔」の意味と情報管理の根拠が不明。

ウ 今回の訂正請求の対象としている開示文書を、過去の開示文書と比較した結果は、書き替えられているなど、誰(何)に対し、いつ、誰が作成/編集/管理している文書なのかが不明瞭。書き替えの趣旨/公文書としての存在意義が問われる。

エ さらに、過去には記載されていたある文言は、後に当該記載をあえて削除することが、あたかも問題が解決したかのように見せかける行為につながることから、審査請求人は訂正請求を求めたものであり、訂正しない異議を申し立てるものである。

オ 簡潔にまとめる目的であっても正確性の確保は必須。

(4) 訂正請求内容②に対する主張について

「熊本県生活環境の保全等に関する条例」の一部は、「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により、市町村の長が管理／執行することとなっている。とはいえ、市長が現場を確認することなどないに等しく、実質的には現場に出向く職員の判断により事が進められていくことからすれば、本件対応の職員の判断は、市長（知事）の判断とみなされる。つまりは「県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ること」を目的とする「熊本県生活環境の保全等に関する条例」の管理／執行の放棄を意味する。

(5) 訂正請求内容③ないし訂正請求内容⑤に共通する主張について

ア 会話形式で記録された議事録の訂正である。わかりやすく言うなら、仮に議事録の作成者が当日の会話を録音していたとしても、同じ議事録が作成されるかということである。発言を文字にする場合、人や状況によって多少の違いがあることは避けられないとしても、会話形式で作成する議事録において、「質問」を「要求」に変えてしまえば、正確性は確保されない。仮に「△△はどうするんですか?」という A 氏の発言が、担当職員には要求に聞こえ、「A 氏は△△を要求した」と記録されたのなら、それは「作成者がそう認識したという事実」と捉えることができるとしても、そこに客観性はない。一方で、録音が残っているのなら、A 氏の発言が「△△はどうするんですか?」であることは誰が聞いても変わらないことから、それが揺るぎのない客観的な事実となる。審査請求人が訂正を求めているのは、その当時、その職員が認識した「評価・判断」ではなく、審査請求人個人の「発言」の記録である。客観的に見て、本件文書②は作成者の認識が書かれているものではなく、会話を記録しているものであることから、審査請求人が訂正を請求している部分は、記憶違いか改ざんのいずれかと推察される。さらに、あえて本件文書②を会話形式とすることには、主観が入っていないかのように見せかける意図が感じられる。審査請求人が求めるは、数々の書かれていないことの追記ではなく、作成者が必要と判断した上で、記録を残そうとした項目の訂正であることから、速やかな訂正を求める。

(6) 訂正請求内容③に対する主張について

ア 結果的には職員の記憶により作成された文面を業務記録から削除しているということは、職員の記憶／記録が事実ではなかったということに他ならない。

イ 「課長は言うわけがない」との審査請求人の発言は記録され、相反する「そう言いましたよね?」との職員の発言は記録されないという事象は、市が目指すべき公平性にも欠ける。

ウ 全ての発言の記載ではなく、求めるのは正確性を歪める記載の訂正であり、「個人 A が〇〇と評価・判断された」、「評価者 B が〇〇と評価・判断した」という情報は事実。

(7) 訂正請求内容④に対する主張について

ア 「1週間か2週間おきに現況報告のメールをしてほしい」という発言はなく、その旨の会話は過去のものである。

イ 議事録とは、職員の認識を記載／記録するものではなく事実を記録するもの。本件文書②では「1週間か2週間おきの現況報告のメール」対応に関するプロセスがわからないだけでなく、定例会において改めて要求があったかのように記録されており、事実としての審査請求人の発言が歪められている。

(8) 訂正請求内容⑤に対する主張について

ア 実際の会話は特定の日の面談に関する話。「進捗なしでもいいんですね」と言う課長に対し、審査請求人が「はい」と答える会話などなく、課長が肯定の意を示したことが事実。面談に参加することのない、議事の記録係としての要員が、会話形式での記録を残すのであれば、正確に聞き取った上で、主観なしの事実を記録しなければ意味がない。会話の全てを記録することはないであろうことから、記録する必要があるかどうかの判断があったとしても、事実ではない(特に誤解を招くような)会話を記録することがあってはならない。意図的な改ざんであれば当然論外。

イ 真っ当な検討を行ってはいなかった事実を伏せる意図がないのであれば、わざわざ審査請求人の発言を変えてまで残すべき事項であるかも疑問ではあるが、事実ではない記載に対し、事実としての記録が残っている以上、訂正すべきである。

2 実施機関の主張

(1) 訂正請求内容①ないし訂正請求内容⑤に共通する主張について

ア ガイドラインの『「個人 A が〇〇と評価・判断された』、『評価者 B が〇〇と評価・判断した』という情報は事実に含まれる」という記載及び審査基準の「評価した行為の有無」「は事実該当する」という記載を本件について当てはめるならば、仮に、対応した職員が審査請求人に対して「評価・判断した」という情報が事実でなければ、訂正請求の対象となり得る。しかし、本件において、対応した職員が審査請求人に対して「評価・判断した」という情報、すなわち対応経緯に係る本件文書①や本件文書②が作成されているという情報は事実であり、その点について、何ら争いはない。他方で、審査請求人が訂正を求めている対象は、対応した職員が審査請求人に対して「評価・判断した」という情報が事実であることを前提に、その職員の認識である「評価・判断」の訂正を求めるものであるから、訂正請求の対象となる

「事実」ではない。仮に、そのような訂正を認めるのであれば、その当時、その職員が認識した「評価・判断」の内容を書き換えることになり、およそ文書としての意味を失うことになるため、適当でない。

イ 審査請求人は、ガイドライン等を根拠に「個人Aが〇〇と評価・判断された」、「評価者Bが〇〇と評価・判断した」という情報は事実などと主張するが、当てはめを誤っており、適当でない。

ウ ガイドラインには、「なお、評価・判断の内容そのもの単体は『事実』に含まれないが、『個人Aが〇〇と評価・判断された』、『評価者Bが〇〇と評価・判断した』という情報は『事実』に含まれる。」という記載がある。本件において、対応した職員が審査請求人に対して「評価・判断した」という情報、すなわち本件文書①や本件文書②が作成されているという情報は事実である。しかし、審査請求人が訂正を求めている対象は、その職員の認識である「評価・判断」の内容について訂正を求めるものであり、先述のガイドラインの記載によれば、当該訂正請求の内容は「事実」の訂正に該当しないため、法律に基づく訂正請求の対象とならない。

(2) 訂正請求内容①及び訂正請求内容②に共通する主張について

本件文書①は、特定の施設による室外機騒音の苦情に対する対応について、課内での情報共有を目的として作成された文書である。本件文書①に関する訂正請求について訂正しない旨の決定をした理由は、当該訂正請求の内容が訂正請求の対象となる「事実」の訂正に該当しないためである。前述のとおり、訂正請求の対象となる「事実」は客観的に判断できる事項をいい、評価や判断等には及ばない。本件文書①には当時対応した職員が記載すべきと判断した内容が記載されており、審査請求人に関する個人情報として客観的に判断できる事項ではなく、訂正請求の対象となる「事実」に該当しないため、訂正しないこととした。

(3) 訂正請求内容①に対する主張について

本件文書①は過去の対応経緯を簡潔にまとめる目的で作られたものであり、訂正請求の対象となる「事実」に該当しない。

(4) 訂正請求内容②に対する主張について

訂正請求内容②は当時対応した職員の判断に関することであり、訂正請求の対象となる「事実」の訂正に該当しない。

(5) 訂正請求内容③ないし訂正請求内容⑤に共通する主張について

本件文書②は、職員と審査請求人で行われた話し合いの場において、職員が記録した当時のやりとりである。本件文書②に関する訂正請求について訂正しない旨の決定をした理由は、本件文書②は当時対応した職員の認識を記載したものであり、当該訂正請求の内容が訂正請求の対象となる「事実」の訂正に該当しないためである。この点、審査請求人は本件文書②の記載が事実と異なると主張しているが、法律に基づき訂正請求の対象となる「事実」は、審査請求人に関する個人情報として客観的に判断

できる事項についてのものであるため、訂正請求内容③ないし訂正請求内容⑤は法律に基づく訂正請求の対象となるものではないため、訂正しないこととした。

(6) 訂正請求内容③に対する主張について

本件文書②は全ての発言の記載を目的とした文書ではなく、当時対応した職員の認識を記載したものであり、訂正請求内容③は訂正請求の対象となる「事実」の訂正に該当しない。

(7) 訂正請求内容④及び訂正請求内容⑤に共通する主張について

本件文書②は当時対応した職員の認識を記載したものであり、訂正請求内容④及び訂正請求内容⑤は訂正請求の対象となる「事実」の訂正に該当しない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が訂正を求めている自己を本人とする保有個人情報

審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている保有個人情報は、訂正請求内容①ないし訂正請求内容⑤である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件における保有個人情報について、法律、関係法令、条例、関係資料等を総合的に勘案し、訂正をしない旨の決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、法律等に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 訂正請求内容①及び訂正請求内容②について

審査請求人が訂正を求めている箇所に係る情報は、実施機関の職員が当日の測定結果と今後の行動予定を記したものであって、訂正請求を行うことができる「自己を本人とする保有個人情報」には当たらない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(2) 訂正請求内容③について

訂正請求内容③は、本件文書②への追記を求めるものであるが、本件文書②は、全ての発言を記載する必要のある文書ではなく、組織内での情報共有のために作成されるものであり、それに必要な事項が記載されていれば十分といえるから、ある発言が記載されていないからといって、これをもって保有個人情報の内容が「事実でない」とはいえず、訂正請求に理由があるとは認められない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

(3) 訂正請求内容④及び訂正請求内容⑤について

訂正請求内容④及び訂正請求内容⑤は、特定の日時にあった発言の変更を求めたものであるが、本件文書②は、当時対応した職員の認識を記載したものであり、記載中の自己を本人とする保有個人情報の内容が「事実でない」とは認められない。

したがって、訂正すべきものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和8年(2026年) 1月23日	熊本市長から諮問(令和8年(2026年) 1月23日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和8年(2026年) 4月10日	諮問の審議を行った。
令和8年(2026年) 4月24日	答申案の審議を行った。
令和8年(2026年) 5月8日	答申案の審議を行った。